



EUROPEAN  
LAW  
SOCIETY

 Soei  
Intellectual Property Law

rwzh rechtsanwälte

# 特許訴訟：侵害と無効（日本）

International Litigation Forum 2016

7月12日（東京） 14日（京都）

創英国際特許法律事務所

弁護士 塚原 朋一

同 柳本 高廣



# 特許権侵害訴訟件数

## <新受件数(地方裁判所)>

	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)
知的財産権関係 民事訴訟件数	518	567	552
(内訳：侵害訴訟件数)			
特許権	207	155	164
実用新案権	7	3	8
意匠権	16	29	12

(cf. ドイツ)



特許権侵害訴訟の新受件数 ≒ 1000件



## 勝訴率

### ＜特許侵害訴事件における地裁判決動向＞

	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)
勝訴	9件	6件	14件
敗訴	29件	34件	42件
(勝訴率)	(23.7%)	(15.0%)	(25.0%)
和解	29件	34件	40件

(cf. ドイツ)

デュッセルドルフ地裁(特許権者の勝訴率) ≒ 60%

この60%の分母は、判決数(請求認容と請求棄却の合計数)と想像される(しかも特許無効訴訟が次に控える)。しかし、日本では、原告勝訴的な和解が多く(全体の40%強)含まれるため、実勢を表現していない。

日本の実質勝訴率は45%前後。



## 権利の安定性

### ●無効とされる割合

#### <侵害訴訟における特許権者の敗訴原因>

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
非侵害	25	26	29
権利無効	10	13	11
両方	2	7	3
無効敗訴率	27.0%	28.3%	25.6%

#### <無効審判での審理結果(JP)>

(2008年・・・66.4%、2009年・・・50.4%、2010年・・・44.7%、2011年・・・39.9%)

請求成立	75	48	39
請求不成立	147	148	107
無効審決率	33.8%	24.5%	26.7%



# 第1 侵害訴訟判決確定後の特許無効訴訟における紛争解決

ドイツでは、侵害訴訟の進行が極めて速く、その審理期間は、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの地裁及び高裁、そして、最高裁で、次のような審理期間で判決がされている。

	第1審審理期間 (年間件数)	第2審審理期間	上告審(最高裁)
デュッセル	10-14 月 (400-500)	12-15 月	↑
マンハイム	8-10 月 (200-250)	12-15 月	18-24月
ミュンヘン	8-10 月 (200-250)	10-12 月	↓

ドイツの上告審は最高裁による法律審。日本の最高裁は、1996年の法改正により、ドイツ式の最高裁から米国式の最高裁に変わり、高裁判決を破棄するのは1%未満で、原判決維持の処理は半年未満



# ドイツと日本の侵害訴訟の相違点

	ドイツ	日本
地裁	各州の地裁	東京と大阪のみ
審理期間	1年未満	1年半
判断内容	侵害の成否のみ	特許の無効も損害額も
和解勧告	原則的になし	必ず和解勧告
高裁		
審理期間	1年超	原則半年 変更では1年超も
判断内容	侵害の成否のみ	特許の無効も損害額も判断 審決取消の判断も同一部が担当
和解勧告	不明	必ず和解勧告
最高裁期間	1年から2年	半年未満



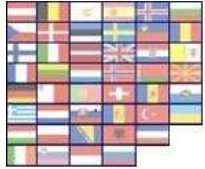
# 第1 ドイツの侵害判決確定後の無効取消訴訟 (日本ではこの問題は立法で解決済み)

ドイツでは、侵害訴訟勝訴の確定判決後に、連邦特許裁への提訴とその上告審の最高裁がある。日本では、最近の法改正により、この問題は解決済となった。

年度	新受	無効	棄却	取下げ	和解
2009年	228	79	26	87	14
2010年	255	83	29	99	10
2011年	297	92	22	129	5
2012年	302	97	20	119	7

出典：法務省大臣官房司法法制部の部付梶山太郎の2013年調査報告書

そうすると、侵害訴訟の原告勝訴の判決(年間600件程度か)が先に出て、その確定ないし一部又は執行後に、無効訴訟が年間300件程度提訴され、そのうち、訴え取下げが40%と最も多く(侵害訴訟で原告勝訴の判決を受けた被告が、特許無効を求めて提訴したものの無効になる見込みがなく、訴えを取り下げたか)、次に特許無効の判決が多く、30%もある。



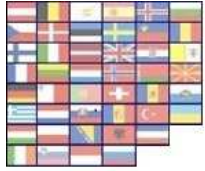
## ドイツで、特許侵害訴訟の原告勝訴判決が無効になった場合のあと始末の実情は？

特許侵害訴訟で請求認容の判決を受けて、確定した後（仮執行の宣言に基づくなどして支払が完了していることもある？）、被疑侵害者が、連邦特許裁に、特許無効を訴求し、特許を無効とする判決が出そうな場合に、連邦特許裁は、どのように、紛争を解決するのか、それとも関与しないのか。連邦特許裁の裁判官や、双方当事者は、どう動くのか。

連邦特許裁は、どの程度、和解勧告などをするのか？

連邦特許裁の裁判官は、裁判所案を提示するなどして主導して和解を進行することもあるのか？

最高裁への上告により原判決が破棄される蓋然性は低いとは思われるが、上告率（上告数）と破棄率は、どの程度か。無視し得る程度か。



## 第2 ドイツの弁護士報酬の敗訴者負担と 日本の弁護士の各自負担の得失

日本の弁護士は訴訟迅速化よりも勝訴判決を獲得するために長時間・長期間の努力を厭わない。

日本では、全部敗訴して、判決主文で訴訟費用につき相手方の費用を含む全額の負担を命じられても、実際上は、各自負担の慣行があり、相手方から請求されることはない。弁護士報酬は、訴訟費用に含まれないため、依頼者との別途の合意に基づき、依頼者から報酬の支払を受ける。

訴訟費用額確定における計算は、昔のドイツ民訴法のみで、精密複雑な計算を要するが、判決主文は大雑把である。どんな判決が出ても、訴訟費用額確定の申立ては、一生に、1、2回しか経験しないため、判事も弁護士も、深く検討しない。

ドイツの弁護士報酬を含む訴訟費用の敗訴者負担主義は生きている

法定の弁護士費用は必ず取り立てる。弁護士には訴訟の迅速解決への動機付けが強く作用する。

特許侵害訴訟では、約定に基づく報酬請求は常態化とのこと

それでも、アメリカや日本よりも低額か



# 仮想ケースの弁護士報酬の具体的な金額

## 日本弁護士連合会のアンケート結果に基づく

《事案》特許侵害で1億円(100万ドル or ユーロ)の損害賠償請求をした場合の着手金と報酬金の合計はいくらか？

A社が、B社に対し、特許侵害訴訟(差止め請求、一部請求として1億円の賠償請求)を提起した。

争点は侵害の成否と特許の有効無効であった。裁判所は、提訴して8カ月後に、原告勝訴という心証に基づき1億円の和解案を提示しところ、和解が成立した場合の報酬について、**日本の知財弁護士の多数意見は、着手金及び成功報酬金の合計1000万円(10万ドル or ユーロ)が相当であった。**

わが創英国際特許法律事務所の場合は？

ドイツからもほぼ同じような提案がある。ご感想を承りたい。



## 第3 ドイツの査察inspection の制度及び運用

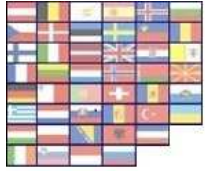
ドイツのデュッセルドルフ地裁の長年の実務及び最高裁の判例によって、注意深く、かつ、大胆に構築された制度である。

あらゆる類型を想定し、それに見合う必要な要件のもとに、強力な措置が実行されることもある。事案の結論を左右し、かつ、事態を凍結することもある重要な役割を果たす。このため、当事者(原告)に、事案に応じて高度の必要性及び証明の程度を要求し、被疑侵害者との利害を巧みに調整しながら、効用効果のある査察制度の円滑な実務慣行を確立した。

ドイツの判例法によって誕生した査察制度は、現下の日本に直ちに輸入するのは、国情柄、著しく困難である。

なお、ごく最近、ドイツの査察を体験した日本人弁護士がその実情をやや批判的な見地から驚きをもって紹介したエッセイが知財専門誌に掲載された(入野田泰彦・Taylor Wessing GbR所属「イザール川の畔」ぷりずむ Vol.14 No.161、1頁)。ご感想を承りたい。

「査察人は、原告が自ら候補を選んで申立てをするが、特別な具体的な関連性がない限り、裁判所は、その候補者を選任する。査察人、当該侵害品及びビデオなどに基づき特許に関する技術説明を受ける。査察人の報告書は、事実の報告書だけではなく、侵害性の判断をむ。」



EUROPEAN  
LAW  
SOCIETY

 Soei  
Intellectual Property Law

rwzh rechtsanwälte

ご清聴いただき、  
ありがとうございました。